在留邦人の皆様へ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０１５年２月１８日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　在ベンガルール領事事務所

豚インフルエンザの流行について(注意喚起)

当地新聞報道によれば、最近、インド国内で豚インフルエンザ(H1N1)が流行、カルナタカ州でも今年に入ってから少なくとも6人が死亡した由です。本件に関し、在インド日本国大使館から下記の注意喚起が発出されていますので、以下のとおりお知らせ致します。

～在留邦人の皆様へ～

（件名）　インド国内におけるインフルエンザの流行について

平成２７年２月５日

在インド日本国大使館

１．昨年より、各種報道においてインド国内、特にテランガナ州、デリー準州、グジャラート州、タミルナド州、マハラシュトラ州、ハリヤナ州等におけるインフルエンザの流行が報じられています。

２．これらのインフルエンザは、報道では「swine flu」として扱われています。これは、２００９年にメキシコで最初に確認され、またたく間に世界中に広がった「インフルエンザ（Ｈ１Ｎ１）２００９」と同じウイルスであり、日本国内では、その後も毎年冬期に流行を繰り返しているため、２０１１年より「季節性インフルエンザ」の一つとして扱われるようになったものです。

３．一部報道では、インド国内で流行中のインフルエンザによる死亡率がやや高いかのように報じられていますが、これは、インドの医療機関では、通常、軽症の外来患者に対しては、インフルエンザの診断検査を実施しないことが一因と考えられます。インドでは、日本のようにその場で結果の出るインフルエンザの迅速診断キットが普及していないため、インフルエンザの確定診断は、主に中等症～重症の患者さんに対して、検査機関に検体を送って実施されています。（都市部の私立総合病院の中には、まれに院内でこの検査を行っているところもあるようです。）また、重症化しないと医療機関を受診しようとしないことも原因の一つであるとの専門家の指摘もあります。

４．一方で、日頃から十分な対策を講じておくことに越したことはありません。インフルエンザにかからないためには、日本国内と同様、以下のような対策をとることが有効と考えられます。

（１） ワクチン接種

インフルエンザワクチンは、感染後に発病する可能性を低減させる効果と、インフルエンザにかかった場合の重症化防止に有効と報告されています。今シーズン、インドを含め世界中で使用されているインフルエンザワクチンには、現在インド国内で流行中のインフルエンザ（Ｈ１Ｎ１）２００９株も含まれています。

（２） 飛沫感染対策としての咳エチケット

インフルエンザの感染経路は、主に、咳やくしゃみの際に口から発生される小さな水滴（飛沫）による飛沫感染です。したがって、飛沫を浴びないようにすれば、インフルエンザに感染する機会は大きく減少します。咳やくしゃみが出るときにはマスクを着用し、他の人に向けて咳やくしゃみしないように心がけてください。飛沫感染予防にマスクは重要ですが、感染者がマスクをする方が、感染を抑える効果が高いと言われています。

（３） 外出後の手洗い等

流水・石けんによる手洗いは、手指などに付いたインフルエンザウイルスを物理的に除去するのに有効です。消毒用アルコールジェルやスプレーの使用も有効です。

（４） 適度な湿度の保持

空気が乾燥すると気道粘膜の防御機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなります。

（５） 十分な休養とバランスのとれた栄養摂取

体の抵抗力を高めるために、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取を日頃から心がけましょう。

（６） 人混みや繁華街への外出を控える

インフルエンザの流行中、特に糖尿病などの基礎疾患のある方、妊婦、疲労気味の方、ご高齢の方などは、人混みや繁華街への外出を控えましょう。

５．「インフルエンザにかかったかな」と思った場合、具合が悪ければ早めに医療機関を

受診し医師の指示に従ってください。治療に用いる抗インフルエンザウイルス薬（リン酸オセルタミビル）は、インドでは特別に政府管理となっており、インフルエンザの検査結果が陽性を示す書類と医師の処方箋に基づいてのみ購入できます。私立病院の薬局では購入できない場合も多く、医師から処方を受ける際に、「どこの薬局で購入可能か？」についての情報も併せて得てください。また、以下のような心がけも大切です。

・安静にして栄養をとり、睡眠を十分確保しましょう。

・咳やくしゃみ等の症状がある時は、周りにうつさないためにマスクを着用しましょう。

・人混みや繁華街への外出を控え、無理をして職場や学校に行かないようにしましょう。一般的に、インフルエンザ発症前日から発症後３～７日間は、外出を控える必要があります。日本の学校では、原則的に、「インフルエンザを発症してから５日を経過し、かつ解熱して２日（幼児では３日）後」から登校可能です。

（参考情報）

〇厚生労働省「インフルエンザＱ＆Ａ」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html

〇国立感染症研究所 感染症情報センター インフルエンザ

http://idsc.nih.go.jp/disease/influenza/